

船舶事故調査報告書

平成24年4月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年9月10日（金） 01時02分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港東第1区 姫路市所在の ^{めが} 妻鹿西防波堤灯台から真方位320° 190m付近 （概位 北緯34° 46.0′ 東経134° 40.8′）
事故調査の経過	平成22年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船第5住 ^{すみもと} 本丸、1.5トン HG3-42985（漁船登録番号）、個人所有 7.02m（Lr）×2.24m×0.81m、FRP ディーゼル機関、25.74kW（漁船法馬力数）、平成6年6月10日 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量32kg） なし、個人所有 2.50m×1.13m×0.43m、超高分子ポリエチレン ガソリン機関、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月30日 免許証交付日 平成21年4月22日 （平成26年7月4日まで有効） B 操縦者B 男性 53歳 操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首から中央部にかけて水線付近に擦過痕 B 右舷船首の浮体、船外機上面に赤色塗料付着
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、出漁のため、姫路港東第1区の妻鹿西防波堤（以下「西防波堤」という。）の内側に沿って約7ノットの対地速力で手動操舵により北西進した。 船長Aは、A船の船尾寄りにある操縦席に腰を掛けて操船に当たり、航行中は船首が浮上して前方に死角が生じると分かっていたが、西防波堤付近では他船を見たことがなかったので、他船はいないものと思い、そのまま航行を続けた。 A船は、同じ速力で北西進中、平成22年9月10日01時02分ごろA船の船首部とB船の船首右舷側に取り付けてある浮体とが衝突した。

	<p>B船は、西防波堤上での釣りを終えた操縦者Bと同乗者1人が乗船し、姫路市妻鹿漁港に向けて帰航の途に就いた。</p> <p>操縦者Bは、西防波堤先端付近に入航するA船を認めたので、その航走波を避けるために船首を東方に向けて漂泊していたところ、A船がB船に向かう態勢となって衝突の危険を感じ、同乗者と共にヘッドランプと懐中電灯を点灯してA船に向けて注意喚起を行った。</p> <p>操縦者Bと同乗者1人は、B船の約3m手前までA船が接近してきたとき、海に飛び込んだ。</p> <p>船長Aは、海上保安庁に本事故の通報を行った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p> <p>月没時刻：19時03分</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>操縦者Bは、B船の取扱説明書に航行は日出から日没までであり、夜間の航行は禁止と記載されていたが、読んでいなかった。また、B船には、白色の全周灯等を備えていなかった。</p> <p>操縦者B及び同乗者1人は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、姫路港東第1区において、西防波堤の内側に沿って北西進中、船長AがB船に気付かず、同船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、月没後の深夜であり、B船が灯火を表示していなかったこと、及び操縦者Bと同乗者が懐中電灯等を点灯したが、A船の死角内であったことから、B船の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、姫路港東第1区において、西防波堤の内側で漂泊中、白色の全周灯等がなく、自船の存在を示していなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許を受有せず、海上衝突予防法の知識がなかったことから、白色の全周灯等を備えずに夜間の航行をしていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、姫路港東第1区の西防波堤の内側において、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長AがB船に気付かず、また、B船が白色の全周灯等を備えず、自船の存在を示していなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボート操縦者は、インターネットなどにより、海上保安庁のマリンセーフティガイド、社団法人日本舟艇工業会のミニボート入門者の 	

	<p>安全ガイドなどを参考にして安全に関する知識を深めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ミニボート操縦者は、ミニボートの取扱説明書をよく読み、航行区域や夜間航行などについて、事前に確認しておくこと。・ 船首方の死角を補う適切な見張りを行うとともに、他船はいないとの思い込みによる運航をしないこと。
--	---